

山LP協第 27 号
令和4年 4月28日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会 長 服部 典之 (印略)

保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の
一部改正に対する意見募集について (お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知
がありましたのでお知らせします。

なお、この改正案に対するご意見を提出された場合は、当協会へもその写を
ご送付くださるようお願いいたします。

[主な改正概要]

質量販売により販売された液化石油ガスを屋台、キャンピングカー、キッチンカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等について、ガス安全に係る一定の知識や技量に関する講習を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて液化石油ガスの販売契約を締結した液化石油ガス販売事業者の確認を受けた場合に限り、30分ルールから除くものです。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail:yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

正会員各位

(一社)全国LPガス協会

保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の
一部改正に対する意見募集について (お知らせ)

この度、経済産業省ガス安全室より標記意見募集が以下のe-GOVに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ホームページの意見提出フォームによりご提出(令和4年5月23日締切)をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については下記URLよりご確認くださいませようお願いいたします。

[e-GOV意見募集掲載アドレス]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222038&Mode=0>

[主な改正概要]

質量販売により販売された液化石油ガスを屋台、キャンピングカー、キッチンカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等について、ガス安全に係る一定の知識や技量に関する講習を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて液化石油ガスの販売契約を締結した液化石油ガス販売事業者の確認を受けた場合に限り、30分ルールから除くものです。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：瀬谷、橋本、安藤

保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の
一部改正に対する意見公募要領

令和4年4月23日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」において、保安業務を行う保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保することが求められています（以下「30分ルール」という。）。

本改正は、質量販売により販売された液化石油ガスを、キャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等について、ガス安全に係る一定の知識や技量に関する講習を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて液化石油ガスの販売契約を締結した液化石油ガス販売事業者の確認を受けた場合に限り、30分ルールから除くものです。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

なお、寄せられた御意見については、整理した上で検討の結果を公表することとしておりますが、個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承願います。

2. 意見公募の対象

- 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について等の一部を改正する規程

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和4年4月23日（土）～令和4年5月23日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省産業保安グループガス安全室

パブリックコメント担当 宛て

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： lpgas-publiccomment@meti.go.jp

（電子メールの件名を「パブリックコメントに対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の
一部改正に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
<ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) ・ 意見内容 ・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	

○経済産業省告示第 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第三十一条第一号の規定に基づき、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 萩生田光一

保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示

保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

(資格者の数)

第二条 規則第三十一条第一号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二 「略」

三 前二号に定めるもののほか、緊急時対応にあつては次に掲げる要件に適合するものとする。

イ 「略」

ロ 保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。ただし、液化石油ガス

販売事業者が規則第十六条第十三号ただし

(資格者の数)

第二条 規則第三十一条第一号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二 「略」

三 前二号に定めるもののほか、緊急時対応にあつては次に掲げる要件に適合するものとする。

イ 「略」

ロ 保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。

書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスを屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であつて、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備については、この限りでない。

四
「略」

四
「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

経済産業省

番 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

年 月 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について等の一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（20200408保局第2号）及び保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、年 月 日から施行する。

（経過措置）

第二条 この通達の施行の日から起算して6月を経過するまでの間は、保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について2. 技術的能力について(4)⑤中(i)から(vi)までに規定される講習に関わらず、産業保安グループガス安全室が質量販売緊急時対応講習と同等と認めた講習を受講した場合は、質量販売緊急時講習を受講したものとみなす。この場合、当該同等と認めた講習の受講修了証をもって、(iv)の講習受講修了証とする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について等の一部を改正する規程

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（20200408保局第2号）・・・・・・・・・・ 2

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号）・・・・・・・・・・ 4

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（20200408保局第2号）新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<p>別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</p> <p>廃止・制定 平成31年 3月15日 20190308保局第5号 改正 令和 2年 4月10日 20200408保局第2号 <u>令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇〇〇〇〇〇保局第〇号</u></p> <p>第16条（販売の方法の基準）関係 1. [略] 2. 第3号は、充てん容器の引渡しは一般消費者のもとに配達し、配管に接続してからすべき旨の規定であり、いわゆる予備容器を一般消費者等のもとにおくことを禁止するものである。ただし、いわゆるツイン方式を禁止するものではない。（この場合、手動の切換えは一般消費者等が行ってもよい。） 「屋外において移動して使用される消費設備」とは、<u>屋台、キャンピングカー、キッチンカー等</u>をいう。なお、配管を使用しないで燃焼器を容器に直接接続する用法のものに対しては適用されないものとする。 3. ～8. [略] 9. 第13号本文は、液化石油ガスの取引は、ガスメーターの設置による体積販売すなわち計量法に定める法定計量単位の立方メートル（又はこの補助計量単位）により販売しなければならないことを定めた規定であり、同号ただし書は、次の場合には質量販売すなわち、計量法に定める法定計量単位のキログラム（又はこの補助計量単位）により販売することができることを定めた規定である。 (1) [略] (2) 規則第16条第3号ただし書に規定する場合、すなわち、自動車、屋台等に備えられた移動する消費設備により液化石油ガスを消費する者（例え</p>	<p>別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</p> <p>廃止・制定 平成31年 3月15日 20190308保局第5号 令和 2年 4月10日 20200408保局第2号</p> <p>第16条（販売の方法の基準）関係 1. [略] 2. 第3号は、充てん容器の引渡しは一般消費者のもとに配達し、配管に接続してからすべき旨の規定であり、いわゆる予備容器を一般消費者等のもとにおくことを禁止するものである。ただし、いわゆるツイン方式を禁止するものではない。（この場合、手動の切換えは一般消費者等が行ってもよい。） 「屋外において移動して使用される消費設備」とは、<u>屋台等</u>をいう。なお、配管を使用しないで燃焼器を容器に直接接続する用法のものに対しては適用されないものとする。 3. ～8. [略] 9. 第13号本文は、液化石油ガスの取引は、ガスメーターの設置による体積販売すなわち計量法に定める法定計量単位の立方メートル（又はこの補助計量単位）により販売しなければならないことを定めた規定であり、同号ただし書は、次の場合には質量販売すなわち、計量法に定める法定計量単位のキログラム（又はこの補助計量単位）により販売することができることを定めた規定である。 (1) [略] (2) 規則第16条第3号ただし書に規定する場合、すなわち、自動車、屋台等に備えられた移動する消費設備により液化石油ガスを消費する者（例え</p>

<p>ば、<u>キャンピングカー、キッチンカー</u>)に販売する場合。 <u>なお、密閉された車内で燃焼器(コンロ)を使用する場合は、換気等に十分注意するよう指導されたい。</u></p> <p>(3)～(5) [略] 10.～12. [略]</p>	<p>ば、<u>ホットドック屋</u>)に販売する場合</p> <p>(3)～(5) [略] 10.～12. [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<p>保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について</p> <p>廃止・制定 20210204保局第1号 令和 3年 2月25日 改正 <u>〇〇〇〇〇〇〇〇保局第〇号</u> <u>令和〇〇年〇〇月〇〇日</u></p> <p><u>1. 申請書類について</u> (1)～(6) [略]</p> <p>2. 技術的能力について (1)～(3) [略] (4) 緊急時対応の要件 緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ①～④ [略] ⑤ <u>告示第2条第3号ロに規定する講習（以下「質量販売緊急時対応講習」という。）は、屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等が、消費設備から液化石油ガスの漏えいが生じている場合に容器バルブを閉止するといった緊急時の必要な措置が行えるよう、所定の知識等を習得するための講習であり、かつ、この講習による保安機関の体制の緩和は、講習を受講し所定の知識等を習得した者が、実際に保安機関が30分以内に到着して行う緊急時の措置を当該消費者が行えるようにするためのものである。</u> <u>告示第2条第3号ロに規定する「緊急時対応に関する講習の課程を修了し」とは、販売契約時に有効期限内の受講修了証を有している者をいい、「緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガスの販売契約を締結した液化石油ガス販売事業者の確認を受けたもの」とは、例えば、液化石油ガス販売事業者が当該消費者と販売契約を締結し</u></p>	<p>保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について</p> <p>廃止・制定 20210204保局第1号 令和 3年 2月25日</p> <p><u>3. 申請書類について</u> (1)～(6) [略]</p> <p>2. 技術的能力について (1)～(3) [略] (4) 緊急時対応の要件 緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ①～④ [略] [新設]</p>

ようとする際に、当該消費者に対する緊急時において消費場所に到着して行う措置を行わないことを、液化石油ガス販売事業者が書面（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）により説明をし、当該書面の控えに説明を受け理解した旨記載し、署名等した者等をいう。

なお、液化石油ガス販売事業者は、講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うこととして意思表示した者に対しても、例えば、規則第29条に規定される緊急時連絡の業務を実施しなければならないが、その措置の一つとして、電話等による適切な指示、助言等がある。

質量販売緊急時対応講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて意思表示した者に対して、液化石油ガスを質量により販売する際は、受講修了証のコピー、意思表示に係る署名等された控えを他の帳簿と同様に保管するよう販売事業者に指導されたい。

この講習は、次の要件の全てを満たすものとする。

(i) 質量販売緊急時対応講習を実施する者（以下「講習実施者」という。）は、次の要件を全て満たすものであること。

イ 講習、研修等を適切に開催した実績（講習実施者自らの法人に在籍する者のみに対して実施されたものを除く。）を有する法人であること。

ロ この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員にいないこと。

ハ 質量販売緊急時対応講習を行うために必要な教材を備えていること（必要なときに使用し得る措置が講じられていることを含む。）。

ニ 質量販売緊急時対応講習を毎年度1回以上実施すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により、質量販売緊急時対応講習の開催が困難であるときはこの限りでない。

ホ 質量販売緊急時対応講習の受講を申し込んだ者に対し当該者

の所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取り扱うことについて、規約等を定めていること。

(ii) 質量販売緊急時対応講習の内容は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、講習時間は4科目合計4時間以上行うものであること。

<u>科目</u>	<u>範囲</u>	<u>講習時間</u>
<u>液化石油ガスの基礎</u>	<u>一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識</u> <u>二 液化石油ガスの性質等</u>	4時間
<u>各種設備の機能、取り扱い</u>	<u>一 液化石油ガス容器等</u> <u>二 調整器</u> <u>三 燃焼器</u> <u>四 安全機器</u>	
<u>緊急時の対処の方法</u>	<u>一 非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合）</u> <u>二 損害賠償責任保険</u>	
<u>関係法令</u>	<u>一 高圧ガス保安法 第1章（総則）、第2章（事業）、第3章（保安）、第4章（容器等）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等</u> <u>二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章（総則）、第2章（液化石油ガス販売事業）、第3章（保安業務）、第4章の2（液化石油ガス設備工事）及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等</u>	

(注1) 講習の終了時に、理解度を確認すること。

(注2) オンラインによる講習（インターネット回線等で配信する講義をパソコン等によって個別に視聴させる方法）で実施することができる。

(iii) 講習実施者は、質量販売緊急時対応講習を実施する前に、講習の日程、実施場所及び受講定員並びに各科目について(ii)に掲げる要件を満たす講習である旨（科目ごとの講習形式（対面講習又はオンライン講習の別）を含む。）をインターネット等で広く公示し、受講希望者の募集を行うこと。

(iv) 質量販売緊急時対応講習の科目を修了した者に対して、講習実施機関名、受講者氏名、受講者写真、生年月日、修了年月日及び有効期限が表示された質量販売緊急時対応講習修了証（例えば、様式例によるものとする。）を発行すること。質量販売緊急時対応講習修了証を電子交付する場合において、様式例にある講習実施機関の印は、押印に代えて印影の表示をもって行うことができる。

なお、講習修了証の有効期間は講習修了の日から5年間とする。

(v) 質量販売緊急時対応講習の終了後、当該年度末までに、実施結果報告書を産業保安グループガス安全室へ提出すること。

(vi) (i)から(v)までの要件を満たすことについて、受講者の募集開始前に、産業保安グループガス安全室の確認を受けたものであること。

様式例

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏名 ○○ ○○
生年月日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における
質量販売緊急時対応講習を修了した
者であることを証明する。

○年○月○日

講習実施機関名

写真

○年○月○日まで有効

講習実施機関の印

(注) 写真は、無帽、無背景、正面、上三分身、かつ、講習申込日前6
か月以内に撮影されたものであること。

(5) [略]

(5) [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。